

アウトソーシング委託業務標準歩掛

平成26年5月

高知県 林業振興・環境部 治山林道課

治山計画作成委託業務標準歩掛（公表用）

現地測量 1ヶ所当たり

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師	1.00	人			外業
測量技師補	1.00	人			
測量助手	1.00	人			
普通作業員	1.00	人			
計					

毎木調査 1ヶ所当たり

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
普通作業員	1.50	人			外業
計					

施工区域に用材林がある場合に計上 注)工種による補正のみ行う

図面作成 1ヶ所当たり

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
技術員	1.00	人			内業
製図工	1.00	人			
普通作業員	1.00	人			
計					

資料作成 1ヶ所当たり

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
技術員	1.00	人			内業
普通作業員	1.00	人			
計					

協議打合せ 委託1件当たり

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師	1.50	人			着手、中間、完了前
技術員	1.50	人			
計					

金額

旅費交通費	往復距離 * 通勤日数 * 単価	
諸経費	人件費の30%	
消費税		
合計		

- 注) 1 現地測量、図面作成、資料作成の補正は下表の「工種」、「新規・継続」による補正率を乗じる。
 毎木調査は施工区域に用材林がある場合に計上し、補正は下表の「工種」による補正率のみを乗じる。
 2 測量機器の損料、写真データ、図面データ作成にかかる材料費は、諸経費に含む。
 3 測量杭等は、事務所の支給品で対応する。
 4 協議打合せは、委託1件あたりの歩掛とするが、10ヶ所を超える場合は労務費を加算する事ができる。
 参考 委託1件のヶ所数 / 10ヶ所 * 労務人役
 5 通勤日数については、現地測量1ヶ所1.0日とし、毎木調査を計上する場合、0.5日追加し1ヶ所1.5日とする。
 6 距離の算出については、各事務所を基準に各現場の平均距離を片道距離とし、往復距離を計上する。

【補正率】

工種による補正	
山腹工のみ	1.1
溪間工のみ	0.9
山腹・溪間工	1.3

新規・継続による補正	
新規	1.0
継続	0.5

治山計画(保安林改良)作成委託業務標準歩掛 (公表用)

現地測量					10ha当たり
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
作業者	6.00	人			外業
軽作業者	5.00	人			
計					

標準地調査					1ヶ所当たり
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
作業者	0.60	人			外業
軽作業者	0.60	人			
計					

図面及び資料作成					10ha当たり
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
作業者	2.00	人			内業
計					

標準地資料作成					1ヶ所当たり
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
作業者	0.30	人			内業
計					

業務打合せ					委託1件当たり
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
作業者	1.50	人			着手、中間、完了前
軽作業者	1.50	人			
計					

			金額	
旅費交通費	往復距離 * 通勤日数 * 単価			
諸経費	人件費の30%			
消費税				
合計				

- 注) 1 積算基準については、行政管理課 アウトソーシング予算の積算基準を使用する。
 2 現地測量人役については、測量業務、刈開け及び簡易な測量杭の設置(現地調達等)、所有者等との立会調整、写真撮影を含む。
 3 標準地調査人役については、標準10m×10m以上の標準地を設定し、毎木調査を行い野帳等に記録する作業人役とする。
 4 図面及び資料作成については、測量成果を作図(1/5,000を標準)するとともに森林基本図上に図示する。また、標準地を除く写真整理を行う人役とする。
 5 標準地資料作成については、標準地の野帳整理、写真整理を行う人役とする。
 6 当初、積算時に分かる除地については、当初積算時に設計に含めない。
 7 発注後現地調査等により、除地があった場合は現地測量の人役追加し対応する。
 8 通勤日数については、作業者の外業(現地測量及び標準地調査)に要する日数を計上する。
 9 距離の算出については、各事務所を基準に各現場の平均距離を片道距離とし、往復距離を計上する。

治山施設点検調査委託業務標準歩掛（公表用）

施設点検調査

1日当たり

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
作業員	1.00	人			外業
軽作業員	1.00	人			
計					

業務打合せ及び資料整理

委託1件あたり

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
作業員	3.00	人			着手、中間、完了前
軽作業員	3.00	人			
計					

金額

旅費交通費	往復距離 * 通勤日数 * 単価	
諸経費	人件費の20%	
消費税		
合計		

- 注) 1 積算基準については、行政管理課 アウトソーシング予算の積算基準を使用する。
 2 通勤日数については、1日の調査件数を4件とした場合の日数を計上する。
 3 距離の算出については、各事務所を基準に管内の最長距離の1/2を片道距離とし、往復距離を計上する。